

展示商品取扱要綱

（目的）

- 1 この要綱は、公益社団法人徳島県物産協会（以下「協会」という。）に出品する展示商品（以下「展示商品」という。）の取扱について必要な事項を定める。

（展示商品）

- 2 展示商品は、別に定める「あるでよ徳島での展示商品の選定基準」の2「展示商品の規格」の基準を満たすものであること。

（展示申込）

- 3 出品者は、「徳島県物産協会商品展示申込書」（様式1号）を協会長に提出し、協会長の承認を受けなければならない。
ただし、別に定める「徳島県物産観光交流プラザ商品展示申込書」により申込みを行い承認されたものについては、この要綱により承認されたものとみなす。

（展示場所等）

- 4 展示商品の展示場所及び方法等は、協会長が決定する。

（搬出入の経費）

- 5 展示商品の搬入搬出に要する費用は、出品者の負担とする。
ただし、特別な場合にあっては、協会がその一部又は全部を負担することがある。

（手数料等）

- 6 展示商品の展示販売方法は原則として委託とし、手数料については別に定める。

（精算方法）

- 7 即売金の精算は、原則として毎月末日に締め切り、翌月20日（当日が土・日又は祝日の場合は翌日）に出品者の銀行口座へ振込み支払いをするものとする。

（展示除外品目）

- 8 次のいずれかに該当するものについては、出品することができない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるもの。
 - (2) 公衆衛生上害があると認められるもの。
 - (3) 爆発物等危険物と認められるもの。
 - (4) 公衆に嫌悪の念を起こさせるもの。
 - (5) 製造物責任保険に未加入の事業所等の製品。
 - (6) その他展示に適さないと認められるもの。

（展示商品の引取等）

- 9 協会長は、展示商品が、日時の経過又は展示場所の都合によって不適當となったとき、又は前項のいずれかに該当することとなったときは、出品者に対し当該展示商品の引取り又は取替を要求することができる。この場合、出品者は直ちに指示に従わなければならない。

(展示商品の処分)

10 前項の展示に不相当となった展示商品で、出品者が倒産その他自らの責めに帰すべき事由によって引取りに応じない場合は、協会長は展示商品を処分することができる。

(損害賠償)

11 出品者の故意又は過失により、顧客又は第三者に損害を与えたときは、出品者の負担とする。

(災害による商品の損傷等)

12 地震、火災、風水害などの災害及び盗難その他協会の責めに帰すことができない原因により、展示商品を消失、亡失又は損傷したときは、協会はこれを弁償しない。

(承認の取消)

13 上記事項に違反し、又は協会長の指示に従わないときは、協会長は展示承認を取り消すことができる。

附則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。